

平成 25 年 12 月 4 日
役 員 会 決 定

国際協力の実施方針

1. 本学（附属学校を含む）が国際的機関等と連携をして、国際社会の発展に寄与するために教育関連事業を行うことを、本学の国際協力とする。
2. 本学の目的に合致し、本学の資源を有効に活用することが可能な国際協力を積極的に推進する。
3. 本学の事業として国際協力への参画を決める場合は、国際戦略推進本部において検討する。
4. 本学の事業として行う国際協力へ参画する教職員、学生等に対して、本学は積極的に支援する。
5. 本学の教職員、学生等が個人的に国際協力事業に参画する場合、本学はその趣旨を確認した上で可能な支援を行う。